

公益社団法人日本金属学会 代議員選挙規程

(総則)

第1条 代議員の選挙に関しては、「公益社団法人日本金属学会定款」の規定に基づくほかは、この規程による。

(選挙管理委員会の設置)

第2条 代議員の選挙を行うため、代議員選挙管理委員会（以下選挙管理委員会という）を設置する。

2 選挙管理委員会の委員長及び委員は、正員の中から、会告により応募した者で、特別な利害関係を有しない者から選任する。ただし定数に満たなかった場合又は応募がなかった場合は、当該代議員選挙に立候補しない理事のうちから選任することができる。

3 委員の定数は、委員長を含め3名とする。委員の応募者が定員を超えた場合は、年長の順に、年令が同じ場合は会員歴の長い順に3名をとる。

4 事務局は事務局長及び庶務担当者とする。

(地区別選挙並びに定員及び選挙数)

第3条 代議員選挙は、地区別及び本部枠で行う。

2 各地区の定員の端数処理は、細則第3条第2項に定める通りとする。

3 各地区及び本部枠の選挙数は、各地区の定員数から留任する代議員の数を減じた数とする。

(代議員候補者の資格)

第4条 候補者の資格は次による。

(1) この選挙が実施される年度の正会員の会費を納入した正会員及び維持員から指名された正会員であること。

(2) 地区別の選挙では、所属地区以外の地区の候補者になることはできない。

(3) 本部枠の候補者は、所属地区を問わず維持員から指名された正員であること。

(4) 自ら立候補する者であること。

(選挙に係る会告)

第5条 この法人は、会報に選挙管理委員会の委員長及び委員の募集を会告する。

2 選挙管理委員会は、会報に代議員候補者の募集を会告する。

(候補者の募集及び受付)

第6条 代議員候補者は、立候補を選挙管理委員会に文書で期日までに届け出るものとする。

2 前項において、候補者はこの法人の正会員を代理人として届けることができる。

3 立候補受付開始以降に、選挙管理委員会に立候補届出の文書が到着した順を、立候補受付順とする。

(選挙方法)

第7条 選挙管理委員会は、前項によって届け出られた候補者を立候補受付順に記載した候補者一覧を作成し、投票用紙に記載する。

2 選挙は会報に綴じ込んである投票用紙を使用し、選挙管理委員会に送付することによって行う。

3 期日までに送付したことが証明できる投票は、期日までに投票したものとみなす。

(選挙の開票)

第8条 次の各号の一に該当する投票は無効である。

(1) 所定の用紙を使用していないもの

(2) 地区別および本部枠の選挙定数に過不足のある投票 ただし候補者数が選挙定員数に満たない地区は除く。

(3) 当該地区および本部枠の立候補者以外の候補者を記載したもの

(4) 期日までに投票しなかったもの

2 代議員選挙は、投票数に係らず、有効とみなす。

3 地区および本部枠の候補者数が、地区および本部枠の選挙定員に満たない場合でも、投票数の過半数を得た者を選任しなければならない。

4 各地区および本部枠の得票上位の者から順に選挙定員までをとり、次点者を各地区および本部枠の補欠とする。

5 前項において同得票者が複数の場合は、会員歴の長い者を取り、会員歴も同じ場合は年長者をとる。

6 選挙の開票に係る疑義は、選挙管理委員会で協議する。

(選挙の確定)

第9条 選挙結果は、社員総会での報告をもって確定する。

(選挙結果の会告)

第10条 選挙結果は、社員総会で報告後、この法人の会報に会告しなければならない。

(選挙管理委員会の関与)

第11条 この規程に疑義が生じた場合は、選挙管理委員会で協議する。

(規程の改廃)

第12条 この規程を改廃する場合は、理事会の決議を要する。

(運用の定め)

第13条 この規程の運用に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

附則

1. 平成23年8月10日 制定 (第872回理事会決議)

2. 平成23年9月30日 承認（平成23年第1回臨時社員総会決議）
 施行は公益社団法人移行時とする。
3. 平成24年2月7日 改訂（第875回理事会決議）選挙の開票の定めを追加
4. 平成24年10月5日 一部改訂（第881回理事会決議及び平成24年度第1回臨時社員総会決議） 第1条改訂
5. 平成25年3月1日 一部改訂（第884回理事会決議）法人名称の改訂
6. 平成25年8月23日 一部改訂（第888回理事会決議）第3条及び第4条の改訂
7. 平成26年6月8日 一部改訂（第908回理事会決議）本部枠代議員の追加
8. 平成26年10月6日 一部改訂（第910回理事会決議）本部枠代議員候補者は所属地区を問わないことを追加

平成26年6月8日改訂

	新	旧
第3条 （地区別選挙並びに定員及び選挙数）	代議員選挙は、 <u>地区別 および本部枠で</u> 行う。	代議員選挙は、地区別に行う。
第3条2項	<u>各地区の定員の端数処理は、細則第3条第2項に定める通りとする。</u>	定款第6条第2項に定める各地区の定員の端数処理は、四捨五入する。
第3条3項	各地区 <u>及び本部枠</u> の選挙数は、各地区 <u>および本部枠</u> の定員数から留任する代議員の数を減じた数とする。	各地区の選挙数は、各地区の定員数から留任する代議員の数を減じた数とする。
第4条 （代議員候補者の資格）	候補者の資格は次による。 (1) この選挙が実施される年度の正会員の会費を納入した正会員 <u>及び維持員から指名された正会員</u> であること。 (2) <u>地区別の選挙</u> では、所属地区以外の地区の候補者になることはできない。 (3) <u>本部枠の候補者は、維持員から指名された正員</u> であること。 (4) <u>自ら立候補する者</u> であること。	候補者の資格は次による。 (1) この選挙が実施される年度の正会員の会費を納入した正会員であること。 (2) 所属地区以外の地区の候補者になることはできない。 (3) 自ら立候補する者であること。

平成26年10月6日改訂

	新	旧
第4条	候補者の資格は次による。 (1) この選挙が実施される年度の正会	候補者の資格は次による。 (1) この選挙が実施される年度の正会

	<p>員の会費を納入した正会員及び維持員から指名された正会員であること。</p> <p>(2) 地区別の選挙では、所属地区以外の地区の候補者になることはできない。</p> <p>(3) 本部枠の候補者は、<u>所属地区を問わず</u>維持員から指名された正員であること。</p> <p>(4) 自ら立候補する者であること。</p>	<p>員の会費を納入した正会員及び維持員から指名された正会員であること。</p> <p>(2) 地区別の選挙では、所属地区以外の地区の候補者になることはできない。</p> <p>(3) 本部枠の候補者は、維持員から指名された正員であること。</p> <p>(4) 自ら立候補する者であること。</p>
--	---	--